東京三弁護士会多摩支部設立10周年記念事業「地域から司法を考える〜いま多摩の弁護士に求められるもの」

多摩支部設立10周年記念事業 東京弁護士会実行委員会委員長 近藤 智孝（21期）

シンポジウムの開催

東京三弁護士会多摩支部は，2008年に支部設立10周年という節目を迎えた。その記念行事の一つとして，2008年2月16日，パネラーに桂敎夫氏（東京都商工会連合会会長）・内田紀子氏（消費生活専門相談員）・永瀬登氏（労働審判員）・後藤道夫氏（都留文科大学教授）の4名を迎え，多摩地域の自治体・議員・諸団体・一般市民約280人の参加者を得て，京王プラザホテル八王子にて，前記のテーマでシンポジウムを開催した。

アピールの採択

冒頭に行われたパネラー4名のそれぞれの立場からの「格差」に関する発言をもとに，参加者全員を交えて意見交換をし，次のアピールが採択された。

「私たちは，本日，東京三弁護士会多摩支部設立10周年を記念してシンポジウム『地域から司法を考える〜いま多摩の弁護士に求められるもの』を開催し，多くの市民の方々とともに多摩地域の現状と問題点およびその解決のための司法基盤の整備，弁護士活動のあり方について語りあった。

多摩の地域でも中小企業の経営環境の厳しさ，働く者の間に生じている格差と貧困，悪質商法や多重債務の広がり等の中で，市民の権利救済を求める声は高まっているにもかかわらず，行政面でも都区内の市民に比べて救済窓口は少なく『多摩格差』が存在する。

また，多摩地域は都区内と比べ司法の面でも『多摩格差』の状況が存在する。

すなわち，東京の弁護士のうち約1万人は都区内に事務所を置くものであり，多摩に事務所を置くものは約380人にすぎず，410万人を越える人口のこの地域に裁判所・検察庁の『本庁』はなく，たった一つの『支部』があるにすぎない。『支部』であるため人事・予算など重要事項の決定権がなく，また，行政事件，労働審判は取り扱われず，地家裁委員会もない。こうしたいわば『司法過疎』の状況は行政の『多摩格差』とあいまって多摩地域の市民の権利救済面で大きな障害となっている。司法基盤の整備は市民の権利救済にとって不可欠であり，そこに『格差』があってはならない。

私たちは，『裁判所支部の本庁化』と『裁判所八王子支部の存置』を求めて，これまでも運動を進めてきたが，これをさらに推し進めるとともに，『市民に身近な司法は，市民に身近な弁護士から始まる』をモットーにして，市民のニーズに十分応えられる弁護士会多摩支部の活動の充実をめざす。

私たちは，多摩地域の自治体・議員・諸団体，市民のみなさま方とともに，地域にあって多摩地域の市民のために役立つ司法を実現するために，今後いっそうの尽力をすることをここに誓うものである。」

多摩地域は「宝の山」

およそ410万人という，四国全体に匹敵する人口を有し，日々発展している多摩地域には，東京都が2006年12月に作成したプラン「10年後の東京」に示されたような潜在的な力即ち「宝の山」がある。それを生かしていけるかどうかは，多摩支部会員の1人1人，そして410万人の市民の知恵にかかっているのではないだろうか。

近い将来，このシンポジウムが大きな「改革のうねり」へと発展し，多摩地域のあらゆる「格差」をなくし，市民の為に役立つ司法の充実が図られることを願ってやまない。

環境シンポジウム
「環境訴訟で団体訴権が使えるならばできること！」

公害・環境特別委員会委員　道本 周作（57期）

公害・環境特別委員会では2008年3月1日，「環境訴訟で団体訴権が使えるならばできること！」と題し，環境保護団体に行政訴訟の当事者適格や民事訴訟の実体法上の権利を付与する制度の導入につきシンポジウムを開催した。この制度は，2004年の司法制度改革推進本部で検討されたことがあるが，現在まで実現していない。

実例に即した報告
（西島和委員，河東宗文委員長，薦田哲弁護士〔横浜弁護士会〕）

環境訴訟では，自然動植物や歴史的環境など個人的利益に還元されない利益の侵害を問題とすべき場合がある。しかし，原告適格に「法律上の利益」を要求し環境権や歴史的環境享有権を否定する現行解釈のために，環境を保護する側からは，違法行為を訴訟で是正することは困難または不可能である。しかも，訴訟となると住民側は，資金や情報の豊かな行政庁や事業主への訴訟提起を余儀なくされるが，住民側にはこれに対抗できるだけの組織も資金もないのが通常である。資金がないので専門的知見を得ることもままならず，住民側弁護士は手弁当となることが多い。訴訟維持のための事務作業量や費用負担が膨らみ，長期化につれて苦境に立たされる。また，多くの事例では紛争発生とともに住民により団体が結成されるが，紛争が終了すると消滅するので得た経験を他に生かせない。環境保護団体に当事者適格または権利を付与する法改正により環境保護団体が訴訟で活躍できる基盤を整備することで，かかる現状を打破することが期待できるのではないかとの問題提起がなされた。

諸外国における環境分野の団体訴訟制度に関する報告（大久保規子大阪大学大学院教授）

現在，団体訴権を導入しているEUでは数十万人から構成される環境保護団体が，訴訟の和解金や支援者の寄付金という独自の財源を確保し，訴訟の長期化に耐えうる十分な資力を背景に発言力を高めている。裁判外の交渉も促進され，全国的ネットワークの形成により知識や経験を集積している。環境破壊行為を継続して監視するため環境保護に大きな貢献をしている。訴訟の団体側勝訴率も高い。このような仕組みは欧米では70年代，アジア諸国でも90年代に始まった。その後，環境政策への市民参加に関するオーフス条約（2001年発効・日本は未批准）の内容にも取り込まれ，それが世界標準と成りつつある。日本はこの分野で最も遅れた国の1つであると指摘された。

パネルディスカッション
（コーディネーター：小澤英明副委員長，岩崎真弓委員）

大久保教授ならびに薦田哲，籠橋隆明（愛知県弁護士会）および越智敏裕（委員）の各弁護士により，団体訴訟をどの範囲でとり入れるべきかが，自然，歴史的環境，都市景観，都市緑地等を念頭に置いて議論され，また，行政事件訴訟だけでなく民事訴訟にもとり入れるべきか議論がなされた。議論は白熱したが，日本でも環境保護団体が環境保全の役割を果たすために団体訴訟制度の導入を真剣に検討すべき時期にきているとの見解では一致した。適格団体の認定要件には一定年月の活動実績を要するとの意見と，保護活動の担い手が組織化されていない現状に照らし認定要件は最小限とすべきとの意見が出た。また，団体の活動地域により訴権の場所的限界を設けるべきかという論点もあった。法改正の障害となる濫訴の恐れを根拠とする反対論を排除するため，まず自然保護，歴史的環境保護の分野から段階的に導入すべきとの選択肢も示された。さらにいかなる法律をどのように改正すべきか具体的検討にも議論が及んだ。今後も検討を深めるとともに社会への認知度を高める必要性が明確に示され，成果の大きなシンポジウムとなった。